凍結胚(受精卵)保存期間満了における各種手続き方法

以下のフローチャートを参考に、お手続きください。
ご自身が何に該当するかご不明な場合は、お電話にてお問い合わせください。

凍結胚（受精卵）の保存期間を延長したい

いいえ → 延長しない（廃棄）手続きへ

はい ↓

43歳以上である

はい → 延長手続きへ（自費）

いいえ ↓

妊娠等で不妊治療を休止している
または再開する予定がない

はい → 延長手続きへ（自費）

いいえ ↓

◇現在保険にて治療中
◇治療再開予定で治療計画を立てられる
（凍結保存満了日から1か月以内で計画を立てられる方に限定されます。1日でも経過した場合、保険での延長はできません。）

注）①治療計画はご夫婦でのご来院が必要になります。
但し、現在保険にて治療中の方は不要です。
②保険治療での移植の回数制限を超えている場合は、保険で延長はできません。
但し、出産を機に、カウントがリセットされます。
・39歳までは6回
・40歳～42歳までは3回

いいえ → 延長手続きへ（自費）

はい ↓

延長手続きへ（保険）

医療法人珀晴会 仙台ソレイユ母子クリニック

HP用凍結胚保存期間満了における各種手続き方法のチャート20230510